

釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成25年
10月

「心と体の健康なくして安全なし！」

1 第 64 回 全国労働衛生週間 !

スローガン：「健康管理 進める 広げる 職場から」 期間：10月1日～10月7日

衛生週間を契機に、労働衛生、健康対策を進めましょう！

健康診断等は実施されましたか？ 有所見者へのフォロー・事後措置は確実に実施していますか？

長時間労働となっている方は「医師の面接指導」を実施していますか？

メンタルヘルス対策に取り組んでいますか？ 有害物質等の管理は適正に行なっていますか？

衛生週間中に労働衛生、健康対策に関する取り組み状況の総点検をお願いします。

衛生週間実施要項はこちらのアドレスを（厚生労働省）ご確認ください。

☛ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ghpr-att/2r9852000002ghrh.pdf>

2 食品加工機械の安全装置、安全カバー等を確認しましょう！

食品加工用機械である「切断機・切削機」「粉砕機・混合機」「ロール機」「成形機・圧縮機」等に係る手指等の切断・切創、挟まれ・巻込まれ災害によって重い後遺障害を残す労働災害を防止するため、回転部のカバーの取付け、刃部の覆い・囲いを設ける等の措置が義務付けとなります。また、インターロック機能を有する構造とすること等が求められます。（平成 25 年 10 月 1 日から施行）

パンフレット等は厚生労働省のホームページをご覧ください

☛ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/130606.html>

3 台風の季節です、自然災害に備えましょう。

例年、東北地方では 7 月～10 月が台風来襲の多い季節です。9 月 14 日～16 日の台風により大きな被害を受けました。8 月 6 日、9 日のゲリラ豪雨も記憶に新しいところです。竜巻も・・・

「過去に被害が無かったから大丈夫」と油断できません。気象状況が昔とは大分違ってきているとの指摘がありますので、昔は大丈夫でも、今は大丈夫ではありません。

傾斜地、降雨で水が溜まり易い地域、河川の近く等では、洪水や土石流などに備える必要があります。気象情報を有効に活用しましょう。また「万が一」に備え、各種準備も万全に！

建設工事現場では、土砂崩壊・土石流等の対策を講じて頂きますようお願いいたします。

4 岩手県最低賃金額(地域別最低賃金額)が変わります！

岩手県最低賃金の改正が岩手労働局長に答申されました。

現行時間額を 12 円引き上げ、665 円に。岩手県内の全業種、全労働者に適用されます。

発効日 平成 25 年 10 月 27 日

岩手労働局発表 ☛ <http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/iwate-roudoukyoku/date/chingin/pdf/0828saichintousin665.pdf>

5 労働災害発生状況

[平成25年分 平成25年9月27日現在]

休業4日以上労働災害 63件 [平成24年9月末 78件]

うち 復旧・復興工事にかかる災害 8件

死亡 1件

発生した労働災害を的確に把握することが、災害防止活動の第一歩です。この場合の把握とは被災程度にかかわらず実施することが重要です。たまたま、軽症ですんだからといって対策をしないと、後で重大な災害が発生することもあります。よく労働者から報告がなかったと聞きますが、事業者、安全担当者が積極的に聞く（聞き出す）必要があります。